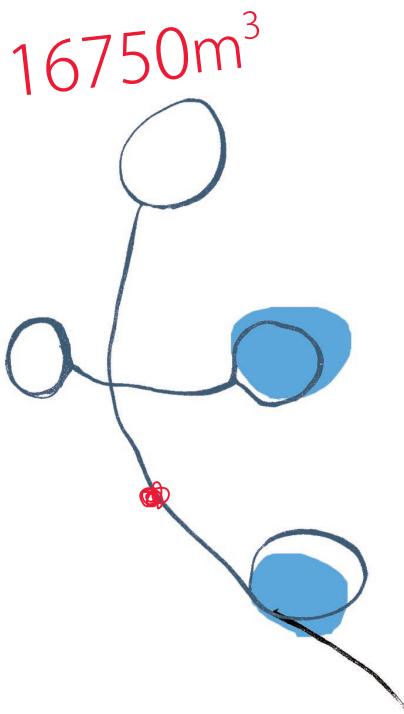
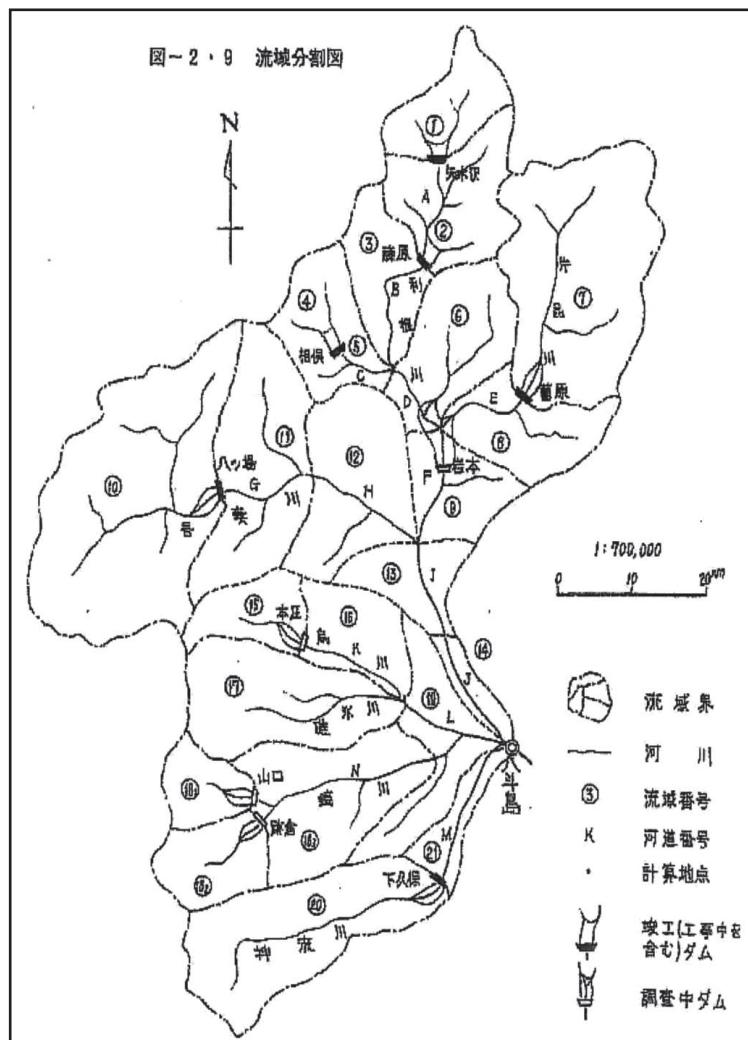


カスリーン台風が再来しても 八斗島地点毎秒1万6750m³だから、 ハツ場ダムは要らない

ハツ場ダム住民訴訟 6年目の決算書

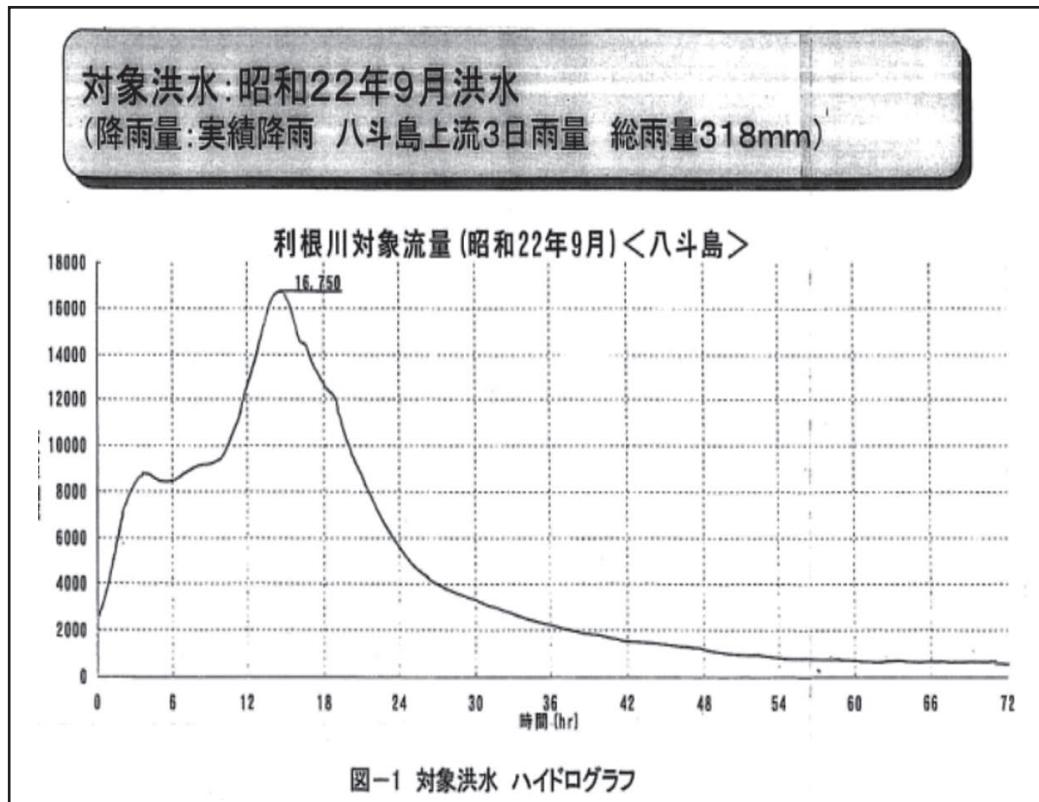


右図は、昭和40年代に公表されていたダム予定地も載っている利根川の「23流域分割図」。現行の「54流域分割図」は、「ダム予定地がわかると業務に支障」として不開示。原告弁護団は、不開示処分取消訴訟を起こしている。



国土交通省は、カスリーン台風が再来した場合、利根川の洪水基準点「八斗島」に毎秒2万2000m³の洪水が襲うとして、ハツ場ダムなど上流のダム建設の根拠としてきた。しかし、現況では毎秒1万6750m³しか流れない。だから、もうハツ場ダムは要らないのである。

原告が情報公開請求で入手したハイドログラフ



(国土交通省関東地方整備局作成。流量は毎秒 1 万 6750 m³)

上の図と基本高水を対比したハイドログラフ

メモ

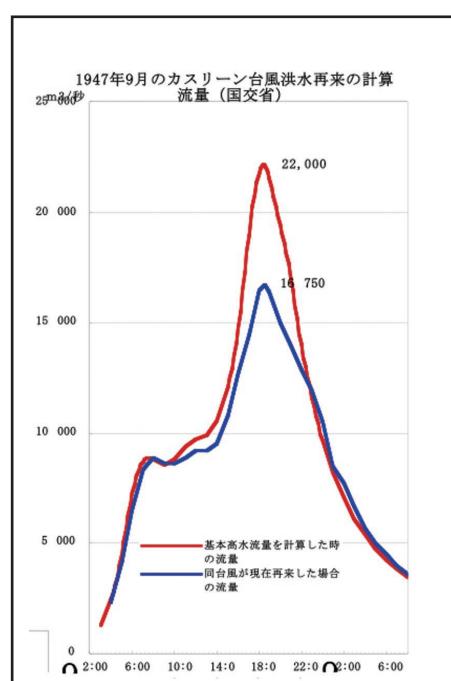
治水計画のあらまし――

利根川水系河川整備基本方針(平成18年2月)の諸元

- ・ 計画降雨 (200/1) 3日雨量 319mm
- ・ 基本高水のピーク流量 八斗島地点 每秒 2 万 2000 m³
- ・ 上流ダム調節量 每秒 5500 m³
- ・ 計画高水流量 八斗島地点 每秒 1 万 6500 m³

この基本方針の骨格は、昭和55年策定の「利根川工事実施基本計画」に基づく。

当時は、上流ダム調節量は毎秒 6000 m³であったが、「基本方針」では、毎秒 5500 m³に変更になり、毎秒 500 m³が計画高水流量に振り替えられた。



(原告ら作成)

八ツ場ダム中止宣言から1年

昨年9月の政権交代で、国土交通大臣が「八ツ場ダム中止」を表明し、多くの国民が期待を寄せたが、八ツ場ダム問題は、今、先行き不透明となっている。八ツ場ダム公金支出差止め住民訴訟（注1）の第一審の結果は、現在まで東京地方裁判所判決をはじめ、5連敗であるが、まっとうな裁判官であれば、当然、本ダム計画の不合理性が認定され、5都県の建設負担金の支出差止めは認められるはずのものである。何しろ、カスリーン台風が今再来しても、国土交通省が喧伝している「八斗島地点毎秒2万2000m³」という大洪水が関東平野を襲うことはなく、現況の河道で概ね対応できる「毎秒1万6750m³」しか流れないのである。このことは地元群馬県も、茨城県も、千葉県も、裁判中の「準備書面」の記述ではっきり認めており、そして本家の国土交通省関東地方整備局も認めているから、裁判所も、八ツ場ダムは現況では不要であることを認めている。しかし、裁判官の習性として、国レベルの行政計画にはアンタッチャブルを決め込み、国の行政計画をチェックする気概を持たないのである。昨今、検察庁が国民的な批判を浴びている。もっともなことであるが、裁判官も行政訴訟となると本来の職責を放棄してしまうのである。それだけでなく、球審のはずなのに、行政側チームの10人目のプレーヤーとして立ち回り、住民チームと対戦するのである。この八ツ場ダム訴訟の判決は、その典型例である。公共事業の無規律は、こうした職責を放棄している裁判所の姿勢にも起因しているのである。ここでは、八ツ場ダムの治水上の不要性に絞って、八ツ場ダム住民訴訟6年目の決算書をご報告する。

（注1）平成16年11月、利根川流域の6都県の住民が、不要な八ツ場ダムの建設負担金を支払うのは地方財政法等に違反するとして、知事らを被告として公金支出差止めを求める住民訴訟を提起した。宇都宮地裁を除いて5判決が出ている。いずれも住民敗訴で、東京高裁へ控訴している。

1

6年間のあらまし—— 国土交通省の「ダム必要論」は自滅、自壊した

1. 国交省は、「上流部の改修で関東平野に毎秒2万2000m³の大洪水」と嘘の説明

利根川水系の治水計画の基本は、昭和55年に策定されているが、その計画では、200年に1回という確率の雨が降ったカスリーン台風（昭和22年9月）が再来した場合に、上流でのダムなしという条件では、群馬県伊勢崎市にある利根川の基準点・八斗島に、毎秒2万2000m³の大洪水が襲う、という想定になっている。しかし、この流量は、同台風の実績流量（公称毎秒1万7000m³）よりも、毎秒5000m³も大きくなっている。この計画を基本として、国土交通省は、上流のダム群で毎秒5500m³を調節し、八斗島地点下流の河道で毎秒1万6500m³を処理するということになっている（2頁のメモ参照）。だが、同じ規模の降雨による洪水であるのに、流量が30%も増えるということは通常ないことである。そこで、国土交通省は、その理由について、同台風後、利根川の上流部は大きく改修され、それまで氾濫していた洪水が河道に収まるようになり、下流の氾濫の危険性が高まったからだと説明した。この説明だと、増えた分を上流のダムでカットするのだということになる。

2. しかし、八斗島地点には毎秒1万6750m³の洪水にとどまる

裁判の中で、この嘘は次々に暴かれてきた。原告が情報公開請求により国土交通省関東地方整備局から入手した資料（2頁の上のハイドログラフ）によると、カスリーン台風の降雨が現在、再来しても、八斗島地点の流量は毎秒1万6750m³にとどまるのである。これは同局が八斗島より下流の利根川浸水想定区域図を策定するため、同台風が現在再来した場合の流量を計算したものである。このハイドログラフは、同台風から60年しても、上流部

の河道の状況は当時のままだということを示しているし、何よりも、洪水の規模が毎秒 1 万 6750 m³であれば、八斗島地点から下流は、その備え（河道断面）は、もうほとんどできているから、これ以上、上流にダムを造る必要はないということになる。国土交通省は、ながい間、国民に嘘の説明をしてきたのである。

3. 裁判所も、現在は不要と認めたが、「でも、いつか必要となるかも」とした

裁判所もこの事実を無視できなかった。東京地裁の判決（平成 21 年 5 月）も、現状では八ツ場ダムの必要性がないと認めざるを得なかった。そこで、何と言って原告・住民を敗訴させたかというと、八斗島地点のピーク流量毎秒 2 万 2000 m³が、「八斗島の上流における将来の河道整備により上流部での氾濫がないことを前提として設定されているものであるとしても、八斗島の上流にも多くの市街地や農地があり、河道整備がされる可能性が皆無ではないのであるから、……八斗島の上流における将来の河道整備を考慮することが直ちに不合理であるとはいえない。」（判決 68 頁）としたのである。しかし、上流部での河道の改修計画は、関東地方整備局にも、群馬県にもほとんど存在しない。そうであるのに、無限定、無条件に、「必要となる可能性は皆無ではない」という理屈で、ダムや公共施設の必要性が肯定されるのなら、不要とか無駄とか判断される公共施設はなくなる。これでは行政の無規律は止まらない。

八ツ場ダム住民訴訟は、こうした局面で政治情勢を横にらみしながら、東京高等裁判所で審理が続いている。

2 八ツ場ダム不要の論証

以上に概略を述べたが、これを 1 つずつ説明していこう。

1. 利根川ダム統合管理事務所の HP —カスリーン台風再来で氾濫、33 兆円の被害

国土交通省関東地方整備局の利根川ダム統合管理事務所の HP は、「昭和 22 年関東地方に大きな災害をもたらしたカスリーン台風と同じ降雨があった場合、洪水（想定される洪水）が発生した場合、利根川・八斗島地点（河口より 185km）では 22,000 m³/s が流れると予想されます。」と広報している。そして、関東平野の想定被害額は 33 兆円に上る、としている。この広報は、今でも（11 月 1 日現在）続いている。こういう被害額を想定しないと、1 基数千億円というダムは造れないからである。下の資料は、同管理事務所の HP の関係部分の抜粋である。



Tonegawa Integrated Dam and Reservoir Group Management Office
利根川ダム統合管理事務所
国土交通省 関東地方整備局

洪水被害の防止の計画（流量配分）

昭和 22 年関東地方に大きな災害をもたらしたカスリーン台風と同じ降雨があった場合、洪水（想定される洪水）が発生した場合、利根川・八斗島地点（河口より 185km 地点）では 22,000m³/s が流れると予想されます。これは、およそ 200 年に 1 回の確率で起こる洪水に相当します。

**カスリーン台風氾濫実績と
氾濫計算による被害額の比較**

	カスリーン台風	氾濫計算結果
破堤地点	134.4km(右岸)	136km(右岸)
地形	S22年当時	現況
氾濫面積	約440km ²	約500km ²
浸水域内人口	約60万人(S22)	約200万人(H7)推定
被害額	約70億円 (一般資産+農作物等)	約33兆円(H10)推定 (一般資産+農作物等)

国土交通省資料

2. 「カスリーン台風から 30 年で情勢は一変」—— 国交省や被告らの説明

そして、この住民訴訟で関東地方整備局から裁判所へ提出された「回答」(平成 18 年 9 月 28 日付。東京地裁の証拠番号甲 20) でも、昭和 55 年に策定された「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」の計画の策定経緯については、カスリーン台風後の上流部の改修で、下流部(八斗島地点下流部)の氾濫の危険性が高まったからだと、次のように説明してきた。

「昭和 22 年のカスリーン台風以降、利根川上流域の各支川は災害復旧工事や改修工事により河川の洪水流下能力が徐々に増大し、従来上流で氾濫していた洪水が河道により多く流入しやすくなり、下流での氾濫の危険性が高まったこと、また、都市化による流域の開発が上流の中小都市にまで及び、洪水流出量を増大させることになったことなど、改修改訂計画から 30 年が経過して利根川を取り巻く情勢は一変したため、これに対応した治水対策とするべく、昭和 55 年に利根川水系工事実施基本計画を改定し、基本高水のピーク流量を変更した。」(「回答」の 4 頁)。

この説明では、八斗島下流部での氾濫の危険は顕在化しているということである。

3. カスリーン台風再来の場合の「八斗島地点ハイドログラフ」の入手

しかし、この説明が嘘であったことは、直ぐにわかる。原告らは、平成 18 年 1 月、情報公開請求により、関東地整の作成に係る利根川の浸水想定区域図の作成過程でつくられたカスリーン台風再来の場合の八斗島地点の、前出のハイドログラフ(甲 B39 号証)を入手していた。

このハイドログラフ(2 頁の上の図)を点検すると、既設 6 ダムを含む現況河川管理施設の下では、カスリーン台風が再来しても、八斗島地点のピーク流量は毎秒 1 万 6750 m³となるとされている。そうであれば、公称毎秒 1 万 7000 m³とされるカスリーン台風洪水とほぼ同じであるから、上流部の河道の状況は 60 年前と同じであることになる。そして、この流量は、八斗島地点の計画高水流量(毎秒 1 万 6500 m³)と同じ規模であり、この流量の河道断面は概ね確保されている(注 2)から、洪水はオーバーフローすることはほとんどない。上流部には、これ以上のダムを造る必要はないのである。八ツ場ダムの不要性が明白になった。国土交通省は、長い間、嘘をついてきたのである。

原告らは、平成 19 年の春から、上記の主張を各地裁で展開した。

(注 2) 利根川中流部の整備状況(利根川水系河川整備基本方針の「基本高水流量等に関する資料」)

- ・ 計画高水流量の整備 直轄区間全川の堤防は 95% にわたって概成(同 29 頁)
- ・ 河道断面等の整備率 86km ~ 186km では 99%(甲 B49 「利根川の整備状況」)
- ・ 既設 6 ダム調節量 平均毎秒 1000 m³

4. 被告側各県の対応——「八斗島地点毎秒 1 万 6750 m³」を認める

原告側の主張に対して、被告側の群馬県、茨城県、千葉県は、素直にこれを認めた。地元群馬県は、次のように答弁した。

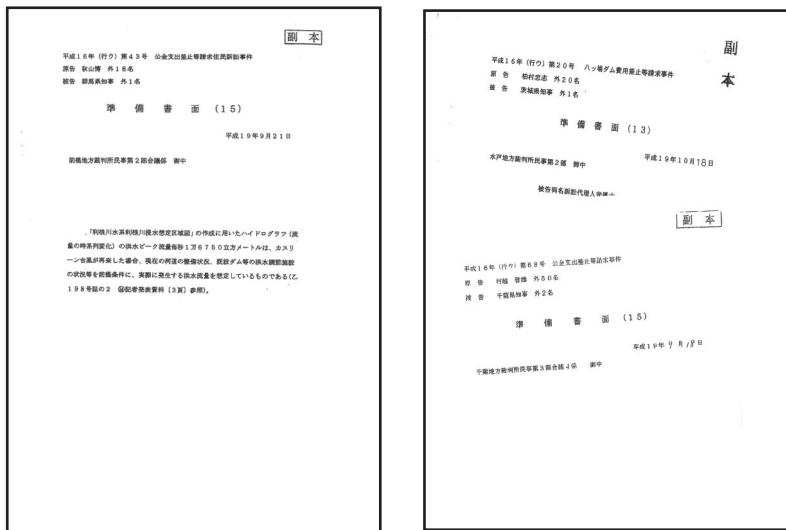
「利根川水系利根川浸水想定区域図の作成に用いたハイドログラフ(流量の時系列変化)の洪水ピーク流量毎秒 1 万 6750 立方メートルは、カスリーン台風が再来した場合、現在の河道の整備状況、既設ダム等の洪水調節施設の状況等を前提条件に実際に発生する洪水流量を想定しているものである。」

(群馬県・準備書面(15) 6 頁。茨城県・準備書面(13) 5~6 頁。千葉県・準備書面(15) 6 頁)

この答弁により カスリーン台風が再来しても、八斗島地点には、「毎秒 2 万 2000 m³」が流れることはなく、

その 75% 程度にとどまるという事実は、被告側の同意により原告側と被告側とは認識が共通になった。被告側の外堀は埋まったようなものである。

しかし、この時点では、利根川上流部の氾濫の状況とか河道の改修状況の詳細は、原告側にはまだ雲の中であった。

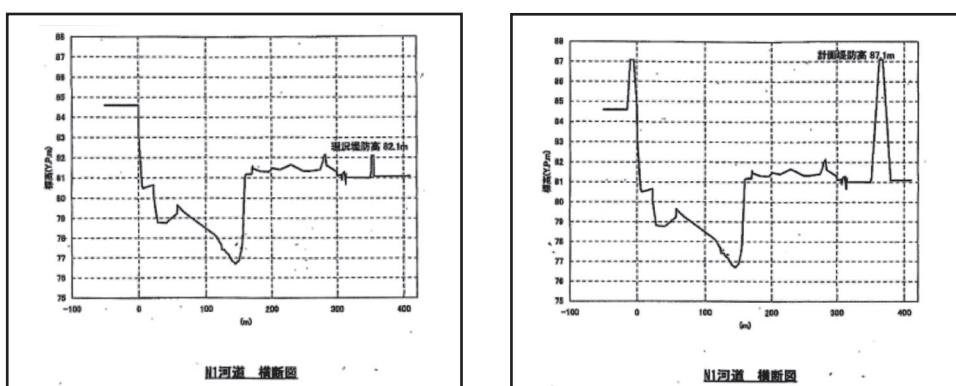


5. さいたま地裁の嘱託調査で、毎秒 2 万 2000 m³は将来の計画と判明

さいたま地裁からの関東地整に対する「調査嘱託」という手続に対しての「回答」(平成 20 年 1 月)において、「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」という洪水流量(基本高水のピーク流量)の流出計算の前提条件が判明した。それによると、上流域の 7 河道(法線)で、1m~5m の堤防の嵩上げ、ないし新規の築堤が条件とされていた。しかも、深い堀り込み型の河道で堤防が必要とは思えない上流支川にも築堤の図面があった。

そして、後の調査、即ち、次に述べる原告側の現地堤防調査や東京新聞社の取材から、こうした基本高水流量の計算の前提となっていた改修の想定について、何も工事が行われていないだけでなく、改修計画そのものが存在しないことが分かる。

次の図は、左側が昭和 55 年当時の「現況」の河道断面図、右側は計算上の仮設定の河道断面図である。この烏川(利根川の右支川)では、現況よりも 5m も堤防高を嵩上げする想定であるが、右側のような図の改修は影も形も認められず、改修が認められたのは、河道 7 法線の中で群馬県の管理区間の利根川本川のごく一部であった。



6. 原告弁護団の堤防調査でも上流部の改修は認められなかった

(1) こうした中、原告らは、八斗島上流部の国の直轄区間の既設堤防について、情報開示された河川台帳で、築堤年代などを調べた(甲 B63「利根川支川直轄区間の築堤年調査結果報告」、同 71「前同調査補充書」)。その結果では、国の直轄河川区間では、カスリーン台風後の工事としては、烏川の支川・神流川の延べ約 11km 区間での一部堤防の嵩上げ工事と、烏川・碓氷川の合流点付近のごく短い区間の整備に限られていた。

(2) また、原告弁護団は、主として群馬県の管理区間となる利根川上流域の本川と支川の現地堤防調査を行った。利根川本川では、月夜野から五料橋の区間(約 60km)、烏川本川・昭和橋から下流区間(30km)、烏川の支川・神流川下久保ダムから下流区間(20km)、同・鎌川富岡市内から下流区間(約 23km)、同・碓氷川(5km)、同・井野川(約 10km)を現地調査した。川の区間距離でおよそ 150km である。左右両岸を車と徒步で、複数回、目視点検や堤防高の測定調査を行った(甲 B54「利根川上流域堤防存否等調査報告書」、同 92「基本高水毎秒 2 万 2000 m³のための改修状況調査報告書」、同 127「平成 22 年堤防調査報告書」ほか)。これらの結果、利根川水系では、もともと利根川本川の上流部にはほとんど堤防がないことがわかり、利根川本川での築堤は、大正橋から坂東橋間の約 5km 区間での右岸 2~3km 区間に過ぎないことが明らかになった。これでは、下流の流量増はしている。下の写真は、利根川本川での原告弁護団の堤防高の測定調査の模様である。



7. 関東地整は、前言を撤回し、「将来の計画値」と修正した

こうした状況の中で、関東地方整備局は、平成 20 年 10 月に提出した「回答」(甲 B90)では、平成 18 年 9 月の「回答」の説明を、実質的に撤回し、「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」は、現在の危険回避のための計画ではなく、将来に備えての計画値であると言い換えてきた。即ち、「現況(昭和 55 年時点)の河道等の状況で、計画降雨を与えた場合に八斗島地点でのピーク流量が毎秒 2 万 2000 m³になるという説明をしているものではなく、カスリーン台風以降、昭和 55 年までの状況変化を踏まえたうえで、昭和 55 年時点での河川整備に対する社会的要請や今後想定される将来的な河川整備の状況等も含めた検討を行い、将来的な計画値として基本高水のピーク流量を毎秒 2 万 2000 m³と定めた」(「回答」12 頁)としてきたのである。

このように、関東地方整備局は、被告らに遅れての説明であったが、カスリーン台風が再来しても、基準点の洪水流量は、毎秒 1 万 6750 m³にとどまり、「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」は、「将来の計画値」であることを認めるに至るのであるが、その「将来」がいつのことなのかは、これまでに、一度たりとも説明をしたことがない。また、地元の群馬県では、「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」に対応する改修計画などは「群馬県には存在しない」としている(甲 B118「公文書不存在決定通知」)。

8. 「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」の上流の改修計画はないことも分かった

こうした経緯の中で、東京新聞の記者は、平成 22 年 1 月、関東地方整備局河川部に対して取材した。すると、同部の担当者は、「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」の計画のための利根川上流域での改修計画は、「計算上の仮設定である」と答えた。つまり、同改修計画は存在しないことが明確になった(甲 B115 東京新聞平成 22 年 1 月 12 日新聞)。「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」は、予測のとおり、机上の計算であったのである。



9. 「八ツ場ダムは要らない」のまとめ

以上の各証拠によって明らかな事実をひと言で示せば、カスリーン台風から 60 年経過しても、八斗島地点上流域の河道条件にはさしたる変化は認められず、カスリーン台風が再来しても、計画降雨規模の降雨が来ても、八斗島地点での洪水規模は、毎秒 1 万 6750 m³程度の洪水に止まるということである。そして、カスリーン台風後の群馬県内の上流の改修が見るべきほどのものがないことに加えて、将来に向かっても、「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」計画のための上流の改修計画は存在しないということである。存在するのは「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」という机上の計算結果だけだということである。であれば、現状の施設で計画した洪水(計画高水流量毎秒 1 万 6500 m³)には備えができるのであるから、もう上流部にダムを造る必要はないのである。

完成まで 400 年かかるという「スーパー堤防計画」は今年度の仕分けで廃止と判定されたが、「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」のための机上の計算に基づく上流の河道断面は、400 年先のスーパー堤防以上に姿も形も見えないのである。

なお、一言加えると、関東地方整備局は、カスリーン台風では上流部に大氾濫があったとし、この氾濫を防止するための堤防を造ると下流が危険となるからダムが必要だと言い張っているのに、これまでの 60 年間で、利根川上流部での氾濫箇所や氾濫流量を一度も調査したことがなく、また、簡単にできるシミュレーション計算すらもしたことがないのである(河崎和明関東地整元河川部長の証言調書 28、53 頁ほか)。

こういうことだから、原告らは、「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」の洪水の計算には、きっとカラクリがあるに違いないと思うのである。

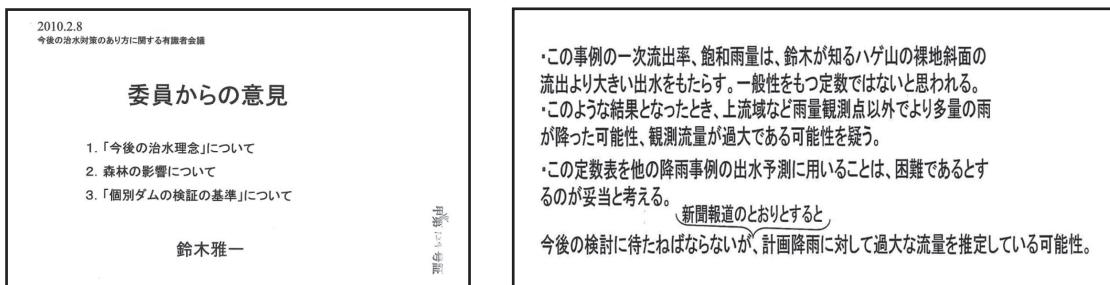
3

「八斗島地点毎秒2万2000m³」の虚構の追及

1. 「過大な流量を推定している可能性」と有識者会議の鈴木委員

治水計画の上での降雨規模が同じで、河道の状況も同じなら、洪水流量が大幅に増えるはずはないのである。一方、敗戦後や昭和 30 年代までとその後の時代では、流域の森林の状態は大きく変わっている。森林の生長は降雨が河道へ流出する割合を大きく低減させる。森林の生長でその土壤がスポンジ役（保水力）となり、雨を滞留させ流出を遅らせるのである。

「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」という流出計算で、国土交通省が使っている森林の保水力を示すデータは、「一次流出率 0.5」、「飽和雨量 48mm」となっている。しかし、この値は、全国の平均値よりも小さく、特に飽和雨量は著しく小さい。洪水が大きく出るような不自然なデータを使っている疑いがある。だから、国土交通大臣の下に設置された「今後の治水のあり方に関する有識者会議」の鈴木雅一委員（東京大学大学院農学生命科学研究所教授）は、このデータの異常性について、「この事例の一次流出率、飽和雨量は、鈴木が知るハゲ山の裸地斜面より大きい出水をもたらす。一般性を持つ定数ではないと思われる。……新聞報道のとおりとすると、計画降雨に対して過大な流量を推定している可能性」と、同第 4 回会議で指摘されている（甲 B124）。鈴木教授の見解は、まさに、これまでの原告側の主張そのものといえる。

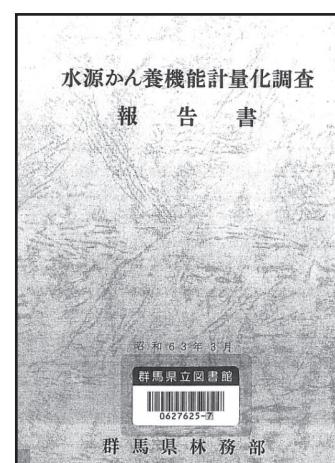


2. 「飽和雨量」は 100mm 以上—群馬県林務部の調査報告書から

カスリーン台風後、利根川では、1958 年、59 年、82 年、98 年に比較的大きな洪水があった。関東地方整備局は、実測流量とモデル計算式による再現計算結果などは公表しているが、その「飽和雨量」等の基礎データは公表せず、森林が生長しても大きな洪水に対する保水力は変わらないと説明し、「飽和雨量」48mm で、これらの洪水も再現できたかのような印象を与えてきた。しかし、森林の生長による保水力の向上は確かな事実であるので、弁護団では、そのことを実証するため、基礎資料を集めた。

原告弁護団は、群馬県立図書館の蔵書目録を検索したところ、「水源かん養機能計量化調査報告書」（昭和 63 年 3 月群馬県林務部 甲 B129）入手することができた。

この「報告書」の、表一 12 「森林計画ごとの粗孔隙量と貯水能」（同 52 頁）から、利根川上流域の「貯水能」の平均値は、270mm となることを知ることができた。そして、この貯水能から「飽和雨量」に相当する「流域貯留



量」を換算すると、「108~160mm」という値を得ることができた。この換算値は、長野県での調査実例に基づく値を借用したものである(甲B130「森林と水プロジェクト」第一次報告(本編)。東京原告・高裁準備書面(2)34~36頁参照)。こうした事情から、利根川上流域の「飽和雨量」を100mmと設定しても、まだ河道への流出流量を多めに算出していることになるのである。

表-12 森林計画ごとの粗孔隙量と貯水能

森林計画区	鍋川	神流川	吾妻川	合計
面積(ha)	26,225.61	30,489.25	43,714.69	228,494.68
粗孔隙量(百万m ³)	97.5	112.0	170.2	838.0
比粗孔隙量(m ³ /a)	37.19	36.74	38.92	36.98
貯水能(百万m ³)	72.8	83.6	126.8	625.7
比貯水能(m ³ /a)	27.75	27.42	29.00	27.38

3. 原告側の試算ではピーク流量は 15~25% 減

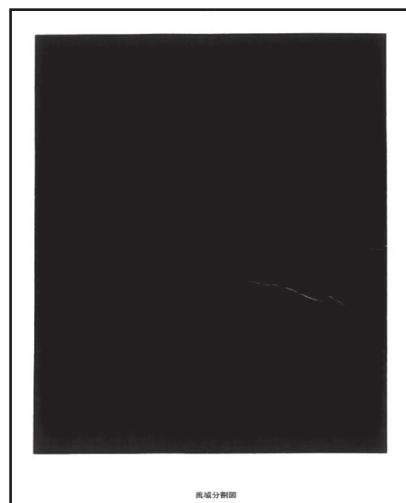
原告らは、これまでの資料の集積から、利根川の上流部を 54 に分割した「流域分割図」が手に入れば、関東地方整備局がコンサルタントに委託している流出計算を行うことができるまでになっている。しかし、関東地整はこの図をどうしても開示しない。原告らは、昭和 40 年代に公表されていた 23 分割の図面は持っているので、やや不完全だが、これを用いて、拓殖大学の関良基准教授に依頼し、国土交通省が行った流出計算を再現してみた(甲 B131 関鑑定意見書)。国土交通省の流出計算モデルでは、前述のとおり、飽和雨量は 48mm として計算を行っているが、現在の森林の保水力の最小の平均データ「100mm」を代入すると、国土交通省の計算よりも、15~25% も洪水の計算流量が小さくなった。「2 万 2000 m³ × 0.75~0.85=」だから、「1 万 6500~1 万 8700 m³」ということになり、前出の八斗島地点のハイドログラフの流量とも近似している。「毎秒 2 万 2000 m³」の過大性への疑問はますます強まるのである。

4. 再現計算に必要なデータを隠し、試算を阻む関東地整

原告弁護団は、関東地方整備局の流出計算をより正確に再現するべく、平成22年7月、同整備局に対して、流域を54分割した現行の「流域分割図」とその関係資料の開示を求めた。しかし、「流域分割図」については、“全面墨塗り”にして不開示処分にした(右の図)。そこで、その開示を迫る訴訟を東京地裁へ起こした(平成22年9月提訴)。

前原誠司大臣は、9月14日の記者会見で、「特に、基本高水というような中核をなす数値がどのような条件でまとめられたかということについては当然ながら開示していくべき話」と、明確に答弁していたが、内閣改造で馬淵澄夫大臣になると、一転して前大臣の行政方針を転換し、開示しないということになった(10月1日)。

関東地整は、過去には、調査中のダム予定地も図示した「流域分割図」を公表していた（表紙に掲載の図面）。そして、利根川上流域にダム建設の適地があろうはずはないが、国土交通省の河川計画課長は、社会資本整備審議会河川分科会の委員会（H17.12.6）での治水対策の説明では、利根川本川上流部について、「洪水調節施設の整備は、現在建設中



利根川上流域の流出計算モデルについて —流域分割図—

の八ッ場ダムで最後でございます。」と明言している。このような状況にあるのに、「流域分割図」を全面不開示とする現在の対応は、「毎秒2万2000m³」のカラクリが露見するのを恐れてのものとしか考えようがない。

原告弁護団は、9月10日、前原大臣に、「カスリーン台風が再来しても、八斗島地点には最大で毎秒1万6750m³しか来ないので、どうしてダム統合管理事務所のHPでうその広報を続けるのか」と内容証明郵便で質問したが、これにも回答してこなかった。

5. 摺れ動く馬淵大臣発言、その真意は？

(1) 馬淵大臣の発言

平成22年10月はじめ、この小冊子の基本原稿の作業を終えたが、その後、馬淵大臣の相次ぐ発言があるので、これを記録にとどめておきたい。

前原誠司大臣は、「基本高水流量の流出計算のデータなどは開示すべき」（9月14日）としたのに、馬淵澄夫大臣は、一転「私は出さない」（10月1日の会見）となった。

と思ったら、カスリーン台風後の4洪水（9頁の3の2参照）の貯留関数法で用いた飽和雨量データを、衆議院予算委員会（10月12日）での自民党・河野太郎議員の質問に答えて開示した。このデータは、東京新聞の記者が再三、問い合わせても、のらりくらりとぼけてきた、いわくつきの資料である。

(2) 飽和雨量125mmならピーク流量は大幅減となるはず

これまで、国土交通省は、利根川の基本高水の流出計算モデルについては、「昭和33年及び昭和34年の実績洪水を用いてモデルの適合度の検証を行っており、流出計算モデルによる計算結果（洪水流量及びその時間的变化）は実測値に近似して実績洪水で適切に再現できており、さらに昭和57年及び平成10年の実績洪水でも十分検証ができている。」{H18.9.28回答5頁}としていた。

この説明によれば、流出計算モデルとデータは同じものを使って再現計算をしたが、4洪水とも実績流量

と一致したと言っていると受け取れる。であれば、飽和雨量は、毎秒2万2000m³の計算に使われた「48mm」が使用されていると理解するのが普通である。しかし、馬淵大臣の国会答弁では、1958年では31.77mm、59年では65mm、82年や98年では、115mm、125mmを使っているというのである。これが事実なら、国土交通省も、われわれの主張してきたとおり、森林の保水力の上昇を認めた計算をしているということになる。このことは喜ばしいことだが、これまでの説明は、限りなくウソに近い説明であったことになる。これについては、東京新聞（10月23日）だけでなく、毎日新聞でも大きく取り上げて批判した（10月24



日、大阪本社版 1 面トップ)。国土交通省も、これまでの矛盾を覆い隠せなくなって、方針の転換を図ってきたのかもしれない。125mm を使えばピーク流量は大幅減となるはずである。国土交通省河川局は生まれ変わらるのか?

(3) しかし、外部からの検証は拒み続ける

そして、馬淵大臣は、10月 15 日の記者会見では、「流域計算のモデルの妥当性も含めて見直しを行う」とも発言した。

しかし、である。馬淵大臣は、原告弁護団が、民間による基本高水の流出計算の検証には不可欠としている「流域分割図」については、同じ日の会見で、わざわざ、不開示決定通知書に書いてある不開示の理由を重ねて強調した。河川官僚に言いくるめられているとしか考えられない。河川局の方針転換は見えない。

すると、10月 22 日、「昭和 55 年の基本高水ピーク流量の計算について、..... 資料が現時点では確認できない。徹底的に調べるよう指示を出した」と、河川局の考えがたい職務怠慢を暴露した。

馬淵大臣の揺れ動く発言は、変化の兆しなのか。それとも、また幻に終わるのか。今後の厳しい注視が必要である。

あとがき

「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」というのは、机上の計算だけの洪水である。だから、河川局のお役人たちは、「流域分割図」を隠して原告らの検証を拒み続ける。これは、城の見取り図を懐に、崩れかかった天守閣に籠もってウソの壁を塗り続けている姿にも見える。

使われる日が来ることはないと思われる計画中の公共施設。しかし、使われる日が来る可能性が皆無でなければ建設は許される、と黒い法服の人は言う。

6 年間のハツ場ダム住民訴訟を通して、こんな風景が見えた。壮大な茶番が続いているが、もう終わらせなければならない。多くの人に知って貰って、利根川に常識が戻れば、この茶番も終わるはずだ。この小冊子「ハツ場ダム住民訴訟 6 年目の決算書」が、その一步となれば幸いである。

平成 22 年 12 月 第 2 刷発行

200 円

ハツ場ダム公金支出差止住民訴訟弁護団(事務局)

発行責任者 弁護士 高橋利明 同 広田次男

前橋弁護団	ぐんま市民法律事務所	(電話 027-210-6441)	弁護士 福田寿男
宇都宮弁護団	大木一俊法律事務所	(028-636-0596)	弁護士 大木一俊
水戸弁護団	坂本博之法律事務所	(029-851-5580)	弁護士 坂本博之
さいたま弁護団	埼玉総合法律事務所	(048-862-0342)	弁護士 野本夏生
千葉弁護団	千葉中央法律事務所	(043-225-4567)	弁護士 中丸素明
東京弁護団	東京共同法律事務所	(03-3341-3133)	弁護士 只野 靖